

資本・人的関係による同一入札への参加制限について

本町では、公正な入札執行の観点等から、建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務に係る入札について、令和4年4月1日から、資本・人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限します。

【基準】

以下の（１）から（３）までのいずれかに該当する場合

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）または子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（３）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（１）又は（２）と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合

※資本・人的関係会社の定義等については、「同一入札への参加が制限される「資本関係」・「人的関係」の定義等について」を参照ください。

【一般競争入札の場合】

1. 基準に該当する複数の者が、同一入札に参加した場合には、入札に関する条件に違反した入札として競争入札心得第8条第7号に基づき、無効とします。
ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効としません。
2. 基準に該当するか否かを確認するため、一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札参加資格確認申請書の提出時に、関係会社等の状況を記載した「資本関係・人的関係等調書」の提出を求めるものとします。